

団長協議会について

1 開催時期等

- (1) 時 期 5月8日(月) 午前10時30分から
- (2) 場 所 議会中会議室

2 議 題 (予定)

- (1) 交渉団体について
- (2) 県議会における各会派の名称、呼称及び略称並びに順序について
- (3) 議運世話人会について
- (4) 開かれた議会づくりのための広報委員会について
- (5) 議会改革検討会議について
- (6) 政務活動費連絡会について
- (7) 議員控室について
- (8) 県政調査等について
- (9) 登退庁表示盤について
- (10) 県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について
- (11) その他

○ 団長協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則(昭和31年神奈川県議会規則第1号)第113条の2第4項の規定に基づき、団長協議会の組織及び運営について定めることを目的とする。

2 団長協議会は、一般選挙後、団長会が設置されるまでの間、議会運営等に関し会派間の意見調整等を行う。

(構成)

第2条 団長協議会は、所属議員数4人以上の会派(以下「団長協議会構成会派」という。)の団長をもって構成する。

(協議事項)

第3条 団長協議会は、次の事項を協議する。ただし、第6号に規定する事項については、知事その他の執行機関からの求めに応じ、協議するものとする。

- (1) 交渉団体に関する事。
- (2) 会派結成及び会派構成員に関する事。
- (3) 議運世話人会に関する事。
- (4) 議員控室に関する事。
- (5) 議会の情報公開に関する事。
- (6) 議会の同意を要する人事案件に関する事。
- (7) その他必要と認める事項

(招集等)

第4条 団長協議会は、議会局長が招集し、議事を進行する。

2 議会局長は、前条に規定する協議に加わることができない。

3 議会局長に事故があるときは、議会局副局長がその職務を行う。

(定足数等)

第5条 団長協議会は、全ての構成員が出席しなければ開催することができない。ただし、欠席者がいる場合において、議会局長は、出席者に諮り、開催することができる。

2 第3条第6号の案件については、正副団長協議会(第2条の構成員にその会派の副団長を加えた団長協議会をいう。)において協議する。

3 団長協議会構成会派は、当該会派に所属する議員を団長又は副団長の代理者として出席させることができる。

(表決)

第6条 協議し、調整すべき事項につき、協議、調整が整わない場合は、出席している団長協議会構成会派の団長(代理者を含む。次項において同じ。)の過半数で決するものとする。

2 前項の場合において、可否同数のときは、各団長はその所属する会派の議員数と同数の議決権を有するものとみなし、可否を決する。

(公開等)

第7条 団長協議会は、これを公開する。ただし、出席者の協議により、団長協議会の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 団長協議会の傍聴については、団長会の例による。

(記録)

第8条 団長協議会の記録を作成する。

2 公開する記録には、非公開の団長協議会の議事は記載しない。

(事務)

第9条 団長協議会の事務は、議会局総務課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、団長協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

○ 議運世話人会要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）第113条の2第4項の規定に基づき、議運世話人会の組織及び運営について定めることを目的とする。
- 2 議運世話人会は、一般選挙後、議会運営委員選任までの間、議会の円滑な運営を図るため、会派間の意見調整等を行う。

(構成等)

- 第2条 議運世話人会は、所属議員数4人以上の会派に所属する15人の議員（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 2 委員は、原則として各会派の所属議員数に応じて割り振る。
- 3 委員は、各会派の推薦に基づき、団長協議会において選任する。

(座長及び副座長)

- 第3条 議運世話人会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、議運世話人会を開閉し、議事を整理し、秩序を保持し、議運世話人会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を行う。

(招集等)

- 第4条 議運世話人会は座長が招集する。ただし、座長及び副座長を互選する議運世話人会は、団長協議会において開催日を決定した上で、議会局長が招集する。
- 2 議運世話人会は、8人以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要と認めるときは、執行機関に対し、関係者の出席を求めることができる。

(委員外議員の出席)

- 第5条 委員を選出するにいたらない会派は、オブザーバーとして1人を議運世話人会に出席させることができる。ただし、発言は議運世話人会の許可を得なければならない。

(公開等)

- 第6条 議運世話人会は、これを公開する。ただし、議運世話人会は、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 議運世話人会の傍聴については、議会運営委員会の例による。

(記録)

- 第7条 議運世話人会の記録を作成する。
- 2 記録には、座長及び議運世話人会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。
- 3 記録の作成及び管理については、委員会記録の例による。

(事務)

- 第8条 議運世話人会の事務は、議会局議事課において行う。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、議運世話人会の運営に関しては、議会運営委員会の例による。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。